

平成26年7月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂本雅文

平成25年(ネ)第2485号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第22623号)

口頭弁論終結日 平成26年3月18日

判 決

控 訴 人

(以下「1審原告」という。)

控 訴 人

(以下「1審原告」という。)

控 訴 人

(以下「1審原告」という。)

控 訴 人 兼 被 控 訴 人

(以下「1審原告」といい、上記4名を一括して「1審原告ら」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

荒 井 哲 朗

山 口 貴 士

島 幸 明

浅 井 淳 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

五 反 章 裕

見 次 友 浩

同訴訟復代理人弁護士 磯 雄 太 郎

被控訴人兼控訴人 藤 川 <sup>A</sup> [REDACTED]  
(以下「1審被告<sup>A</sup>[REDACTED]」という。)

同 所

被 控 訴 人 藤 川 <sup>B</sup> [REDACTED]  
(以下「1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]」といい、1審被告<sup>A</sup>[REDACTED]と  
一括して「1審被告藤川ら」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 藤 木 敏 之

主 文

- 1 1審原告[REDACTED]、同[REDACTED]及び同[REDACTED]の控訴に基づき、原判決中上記各1審原告の1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]に対する請求に係る部分を次のとおり変更する。
- 2 1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]は、1審原告[REDACTED]に対し、138万1875円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]は、1審原告[REDACTED]に対し、330万5500円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]は、1審原告[REDACTED]に対し、275万7975円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 1審原告[REDACTED]、同[REDACTED]及び同[REDACTED]の1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 1審原告[REDACTED]の控訴を棄却する。
- 7 1審被告<sup>A</sup>[REDACTED]の控訴を棄却する。
- 8 1審原告[REDACTED]、同[REDACTED]及び同[REDACTED]と1審被告<sup>B</sup>[REDACTED]との間で生じた訴訟費

用は、第1, 2審を通じ、上記1審原告ら3名に生じた費用の10分の5を上記1審原告ら3名の負担とし、その余は1審被告<sup>B</sup>の負担とし、上記6の控訴費用は1審原告の負担とし、上記7の控訴費用は1審被告<sup>A</sup>の負担とする。

9 この判決は、上記2ないし4に限り、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 控訴の趣旨

##### 1 1審原告ら

(1) 原判決中の1審原告らの1審被告藤川らに対する請求に係る部分を次のとおり変更する。

(2) 1審被告<sup>B</sup>は、1審原告に対し、276万3750円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 1審被告<sup>B</sup>は、1審原告に対し、661万1000円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 1審被告<sup>B</sup>は、1審原告に対し、551万5950円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 1審被告<sup>A</sup>は、1審原告に対し、251万2950円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(6) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、1審被告藤川らの負担とする。

(7) 上記(2)ないし(5)につき仮執行宣言

##### 2 1審被告<sup>A</sup>

(1) 原判決中の1審被告<sup>A</sup>敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消しに係る部分につき1審原告■の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、1審原告■の負担とする。

## 第2 事案の概要

1 (1) 本件は、1審原告■が、1審被告<sup>A</sup>■に対し、1審原告■、同■及び同■(以下、この3名を一括して「1審原告■ほか2名」ということがある。)が、1審被告<sup>B</sup>■に対し、1審原告■においては1審被告<sup>A</sup>■からの、1審原告■ほか2名においては1審被告<sup>B</sup>■からの勧誘により、香港法人である121 INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED(以下「121 INT」という。)に資金を提供し、同社が行っていたとされる外国為替証拠金取引(以下「本件FX取引」ということがある。)で運用したが(以下、この資産運用スキームを「121ファンド」ないし「121関連ファンド」という。)、実際には本件FX取引は虚偽のものでこれによる資金の運用は行われておらず、1審被告<sup>A</sup>■ないし同<sup>B</sup>■に上記のような虚偽の取引を勧誘したことにつき故意又は過失があったなどと主張して、不法行為又は後述する1審相被告の株式会社スペース・ワン(以下「スペース・ワン」という。)との共同不法行為に基づき、第1の1(2)ないし(5)記載の各1審原告が支出した資金と弁護士費用の相当額の損害賠償金及びこれに対する不法行為後の日である平成23年7月27日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

(2) 原審は、1審原告■らが支出した資金は本件FX取引に運用されていなかったとした上で、1審被告<sup>A</sup>■については、スペース・ワンの下位代理店として1審原告■を勧誘するに当たり、121 INTが具体的にどのような内容のFX取引を行っているか等を自ら確認すべき義務があったのに十分な調査を怠り、虚偽取引であることを知らなかったことにつき過失があるとして不法行為が成立し、スペース・ワンとの共同不法行為も認められるが、1審原告■にも過失があり3割の過失相殺を行うのが相当であるとして、

- 1 審原告<sup>A</sup>の請求につき、1 審被告<sup>A</sup>に対して175万9065円及び遅延損害金の支払を命ずる限度で認容し、その余の請求を棄却した。他方、1 審被告<sup>B</sup>については、代理店ではなく、夫である1 審被告<sup>A</sup>の開発した本件FX取引を誘因するプログラムを1 審原告<sup>A</sup>ほか2名に売却した点で勧誘行為は認められるものの過失は認められず不法行為は成立しないとして、1 審原告<sup>A</sup>ほか2名の1 審被告<sup>B</sup>に対する請求をいずれも棄却した。
- (3) これに対し、1 審原告<sup>A</sup>らが請求棄却部分を不服として控訴し、1 審被告<sup>A</sup>も請求認容部分を不服として控訴した。
- (4) なお、1 審では1 審原告<sup>A</sup>らを含む8名が原告となり（以下、一括して「原告ら」ということがある。）、1 審被告<sup>A</sup>の上位代理店であったスペース・ワン及び同社の役員であった和田<sup>A</sup>、和田<sup>A</sup>及び和田<sup>A</sup>（以下、この4名を一括して「スペース・ワンら」という。）やスペース・ワンの上位代理店であったとする清算会社の役員であった小谷<sup>A</sup>と湊<sup>A</sup>（以下、一括して「小谷ら」という。）をも被告として、不法行為等に基づく損害賠償を請求し、原判決において、スペース・ワンらに対する請求は、過失相殺の上で一部認容され、その余の請求は棄却され、小谷らに対する請求は全部棄却された。このうち、小谷らに対する請求については原告らが控訴せずに請求棄却判決が確定した。また、スペース・ワンらに対する請求については、原告らが請求棄却部分を不服として控訴し、スペース・ワンらも控訴期間経過後に請求認容部分を不服として附帯控訴をしたが、その後、原告らはスペース・ワンらに対する控訴を取り下げ、これによってスペース・ワンらの附帯控訴も効力を失い（民訴法293条2項本文）、スペース・ワンらに対する請求については上記一部認容判決が確定した。

## 2 前提事実

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2の(1)ないし(4)、(5)のイ、ウ及び(6)（6頁23行目から10頁

16行目まで、11頁11行目から12頁19行目まで、14頁2行目から4行目まで。ただし、1審被告藤川らに対する請求に係る部分に限る。)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決8頁21行目の「である」を「であり、同社は顧客からの出資金を運用してプロのトレーダーの監視の下に自動売買システムにより本件FX取引を行い、この取引によって得られた利益から顧客に配当金を支払うとして資金を集めていた」に、23行目の「甲A4, 7」を「甲A4, 6の1, 甲A7」にそれぞれ改める。
- (2) 同9頁3行目の「FX自動売買システムであるとされる」を「本件FX取引を運用するための」に、4行目及び5行目の「FX取引」をいずれも「FXの運用取引」にそれぞれ改め、16行目の「口座開設の代行は」の次に「<sup>A</sup>被告■■■の勧誘した顧客から連絡を受けた」を加える。
- (3) 同11頁13行目の「購入した」を「それぞれ代金1000円で購入した」に改め、20行目の「原告■■■は、」の次に「口座開設代行料の支払が不要だが取引高に制限がある」を加え、24行目の「FX証拠金として、」を削る。
- (4) 同12頁3行目の「mixi上で」を「mixiの投資関係の掲示板に」に、5行目の「届いた」を「掲載された」に、6行目の「その取引を」を「電子メールで、その取引は121ファンドというものであり、これを」にそれぞれ改め、18行目の「FX証拠金として」を削る。

### 3 争点及びこれについての当事者の主張

- (1) 次のとおり補正し、後記(2)及び(3)において1審原告■■■ら及び1審被告藤川らの当審における主張を摘示するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3の(1)及び(5) (14頁6行目から23頁14行目まで、27頁2行目から28頁20行目まで。ただし、1審被告藤川らに対する請求に係る部分に限る。)に記載のとおりであるから、これを引

用する。

ア 原判決23頁2行目の「正当な取引であると信じていたものである。」を「正当な取引であると信じていたのであり、だからこそ、200万円の自己資金を121ファンドに提供して自らも取引を行い、最終的に100万円の損失を被ったのである。」に改める。

イ 同23頁9行目の「これまで取引が」を「これまでの取引が」に改める。

(2) 1審原告<sup>B</sup>らの当審における主張

ア 1審被告<sup>B</sup>の不法行為責任

1審被告<sup>B</sup>は、1審原告<sup>B</sup>ほか2名に対するデイトレ勝率プログラムの販売という1審被告藤川らの本件FX取引への出資の勧誘に向けた一連の共同の行為の中で最も重要な役割を担っており、しかも、その理由は、公務員である1審被告<sup>A</sup>についての副業禁止を潜脱することにあつたと考えられるから、1審被告<sup>A</sup>が不法行為責任を負う以上、同様の根拠で1審被告<sup>B</sup>も不法行為責任を免れない。

イ 1審被告藤川らの調査義務違反の過失

1審被告藤川らは、ハイリスクな金融商品に対価を得て1審原告<sup>B</sup>らに勧誘した者であり、このような潜在的抽象的危険を有するものを対価を得て社会生活に持ち込む者については、自らの説明（特に顧客の投資判断にとって重要な部分）に虚偽がないよう十分に調査を尽くす義務があり、具体的には、121ファンドの募集、運用を行っている者の金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく登録の有無や具体的売買状況、資金の分別管理の方法といった本件FX取引の基本的仕組みを調査すべき義務があつた。しかるに、1審被告藤川らは、これらの調査を行わず、若干の点につきスペース・ワンに確認したとはいっても同社から送られたメールの内容を鵜呑みにしたにすぎず、この義務を尽くしたとはいえないから、過失がある。

ウ 1 審被告藤川らの金商法違反

1 審被告藤川らがスペース・ワンのために1 審原告■■■■ら<sup>A</sup>を勧誘した行為は、金商法2条8項9号にいうみなし有価証券の募集の取扱いに当たり、同法28条2項9号にいう第二種金融商品取引業に該当して、本来は同法29条に基づく登録を受けなければ行うことができないものである。

また、同法37条の3第1項は「金融商品取引業者等（同法34条により金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。）は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。」とし、4号で「手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの」と定め、これを受けた金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）81条1項は「法第37条の3第1項第4号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。」と定めている。そして、1 審被告■■■■<sup>A</sup>がスペース・ワンから受領していたコミッションフィーは、まさに金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価であるから、上記にいう手数料等に当たり、1 審被告藤川らは1 審原告■■■■らに対する契約前交付書面にこれを記載して、顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすべき義務があつたが（金商法38条7号、金商業等府令117条1項1号）、1 審被告藤川らはこの義務も怠つたのである。1 審被告藤川らが上記のように金商法等の法令に明らかに反する行為を行っていることは、1 審被告藤川らの過失

を基礎付ける重要な事実である。

エ 過失相殺について

本件の121ファンドは、およそ成り立ち得ない詐欺商法であり、1審被告藤川らの勧誘行為には故意又はこれに準じる重過失があり、1審原告■■■■らの過失はこれによって発生させられ、1審被告藤川らの故意又はこれに準じる重過失に誘導されて損害を被らされたものである。このように本件は、詐欺商法に加担した1審被告藤川らとその被害者である1審原告■■■■らとの間の事件であり、1審原告■■■■らの損害について過失相殺をすべきではない。

オ 1審原告■■■■の損害賠償請求の不当性について（反論）

1審原告■■■■は、1審被告<sup>A</sup>■■■■から依頼された感想文の報酬として単発的に1万円を受領したのみであり、額が僅少である上、1審被告<sup>A</sup>■■■■のように毎月出資金の何%という割合で継続的に報酬を得て121ファンドの勧誘を行っていたわけでもなく、これをもって1審被告<sup>A</sup>■■■■と同様の立場にあるとする後記の1審被告藤川らの主張は相当でない。

(3) 1審被告藤川らの当審における主張

ア 1審被告<sup>B</sup>■■■■の不法行為責任について

1審被告<sup>A</sup>■■■■と1審被告<sup>B</sup>■■■■は夫婦ではあっても121ファンドに対する立ち位置が異なり、その責任の基礎となる故意・過失は各人毎に判断すべきである。1審被告<sup>B</sup>■■■■は1審被告<sup>A</sup>■■■■を経由して間接的に関与したにすぎず、取引内容の情報は1審被告<sup>A</sup>■■■■に頼らざるを得なかったのであるから、1審被告<sup>B</sup>■■■■に調査義務違反その他の過失はなく、不法行為は成立しない。

イ 1審被告藤川らの調査義務違反の過失について

1審被告<sup>A</sup>■■■■は、原審で主張した平成21年1月5日だけでなく同年3月28日にも電子メールでスペース・ワンに資金の保全について確認して

いるし、スペース・ワンに対し、同年5月29日には121ファンドがどのようなロジックで運用されているかを問い合わせ、同年7月7日には振込先口座の管理状態についても確認し、同年12月8日にも問い合わせをして、積極的に調査をしている。なお、121ファンドのロジックについては、スペース・ワンから121INTが一切公表していないと言われてこれ以上の調査はできなかったが、そもそも具体的な運用内容を教えればまねをされてロジックが成り立たなくなるから、このようなことを教えてくれるファンドなど存在しない。加えて、1審被告<sup>A</sup>は、200万円の自己資金を121ファンドに拠出して実際に資金が運用されているかも確認し、可能な限りの調査をして取引の安全性を確認していたのであるから、1審被告<sup>A</sup>に調査義務違反はない。

ウ 1審被告藤川らの金商法違反について

1審被告藤川らは口座開設の代行等をできる立場になく、1審被告<sup>A</sup>は121ファンドの体験談を書いてスペース・ワンを紹介し、1審被告<sup>B</sup>は1審被告<sup>A</sup>の作成した情報商材（デイトレ勝率プログラム）をインターネット上に掲載したにすぎないから、金融商品取引業としての登録義務などなく、金商法など無関係である。

エ 過失相殺について

争う。そもそも上記のとおり1審被告藤川らに不法行為は成立しない。

オ 1審原告<sup>A</sup>の損害賠償請求の不当性

1審原告<sup>A</sup>は、1審被告<sup>A</sup>からスペース・ワンから紹介料を得ていることを伝えられた上で、1審被告<sup>A</sup>からその一部を報酬として得て、121ファンドの勧誘のための音声による感想文を提供し、自らも勧誘に積極的に関与しており、1審被告<sup>A</sup>と同じ立場にあったから、1審被告<sup>A</sup>に損害賠償請求をすることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1審原告<sup>■</sup>の1審被告<sup>A</sup>に対する請求は、175万9065円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、1審原告<sup>■</sup>ほか2名の1審被告<sup>B</sup>に対する請求については、1審被告<sup>B</sup>も1審被告<sup>A</sup>と共同で121ファンドへの出資の勧誘行為をするに当たって過失が認められ、不法行為責任を免れないが、1審原告<sup>■</sup>ほか2名にも過失があり、5割の過失相殺をするのが相当であって、1審原告<sup>■</sup>については138万1875円、1審原告<sup>■</sup>については330万5500円及び1審原告<sup>■</sup>については275万7975円並びにこれらに対する平成23年7月27日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 1審原告<sup>■</sup>に対する1審被告<sup>A</sup>の不法行為責任について

(1) 勧誘行為について

1審被告<sup>A</sup>に1審原告<sup>■</sup>に対する勧誘行為が認められることは、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1の(4)ア(36頁5行目から20行目まで)とその引用する同(3)ア(34頁22行目から35頁19行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決36頁6行目の「原告<sup>■</sup>に対し、mixi上で、」を「mixiの投資関係の掲示板に」に、7行目の「送信」を「掲載」にそれぞれ改める。

イ 同36頁10行目の「上記(3)」を「上記(3)ア」に、11行目ないし12行目の「前提事実(3)ア的事实からすれば」を「前提事実(3)アのとおり、被告<sup>A</sup>が、平成21年9月5日までにスペース・ワンに総額81万円の代理店契約金を支払い、同社との間で被告<sup>A</sup>が集めた資金総額の1.5%といったコミッションフィーの支払を受ける旨の業務委託契約を締結

して同社の下位代理店となり、同社の取り扱うFXスーパーマスターVer. 2やFXスーパーマスターMiniといった本件FX取引を行うためのソフトウェアを被告<sup>A</sup>の開設したホームページ等で紹介していたことからすれば」にそれぞれ改める。

(2) 虚偽事実の告知の有無

1 審被告<sup>A</sup>の勧誘行為が客観的には虚偽の事実を告知したものであることは、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3当裁判所の判断」の1の(4)イ(36頁21行目から37頁3行目まで)とその引用する同(1)イ(29頁19行目から32頁6行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決36頁22行目の「本件においては」から23行目の「いうべきであるから」までを「本件において香港法人である121INTが行っているとしていた取引のスキーム(121ファンド)は、原告らを含む顧客らに資金を121INT又は同社が指定する金融機関の口座に送金させ、121INTが、世界有数の先物ブローカーであるマンフィナンシャルやその後身のMFグローバルの資金管理の下で自動売買システムを用いて本件FX取引を行って運用し、顧客はインターネットの121INTのウェブサイトの専用のユーザー管理画面を通じてその運用実績を閲覧することができ、同画面から出金を申し込めば配当金を予め顧客が登録した銀行口座に送金するというものであったが、実際にはマンフィナンシャル等による管理など行われていなかったことはもとより、現実に本件FX取引が行われていたかも疑問であり、原告らの提供した資金は本件FX取引には運用されていなかったと認められるから」に改める。

(3) 故意又は過失の有無

ア 上記第2の2で補正して引用した原判決の「事実及び理由」欄の「第2事案の概要」の「2 前提事実」(以下「単に「前提事実」という。)

(3)ア、(5)ウに加え、証拠（以下括弧内掲記のもの）及び弁論の全趣旨を併せると、次の事実を認めることができる。

(ア) 1 審被告<sup>A</sup>は、前提事実(3)アのとおり、平成20年冬ころからスペース・ワンの取り扱うFXスーパーマスターというソフトウェアを利用して121ファンドに資金を提供していたところ、平成21年1月5日ころと同年3月28日ころ、スペース・ワンに資金の保全について問い合わせ、同社はマンフィナンシャルが管理しているので121INTが倒産しても資金は保全される旨を回答した。(乙3, 4)

(イ) スペース・ワンは、平成21年4月2日、その上位代理店を変更したのに伴って取り扱うソフトウェアをFXスーパーマスターVer. 2に切り替え、1 審被告<sup>A</sup>も以後は同ソフトウェアを利用して取引をするようになった。1 審被告<sup>A</sup>は、同年5月4日、121INTに200万円を資金提供したところ、121INTの1 審被告<sup>A</sup>専用のユーザー管理画面上で運用金額が日ごとに増大し、同年10月2日時点までに240万円余に達した旨の表示がされたことから、本件FX取引により資金が運用され、少なくとも月間3%から5%の利益が得られると判断した。(乙5, 8)

(ウ) 1 審被告<sup>A</sup>は、この間の平成21年5月29日ころ、スペース・ワンに対し、本件FX取引のロジックなど運用の詳細について問い合わせる電子メールを送信したが、同社は、自動売買システムをトレーダーの監視の下で運用しているということ以外には運用に関する詳細は121INTが一切公表していない旨を回答したにとどまった。しかるに、1 審被告<sup>A</sup>は、同年6月ころ、スペース・ワンに代理店契約金27万円を支払って同社との間で毎月1 審被告<sup>A</sup>の勧誘に係る出資額の1%の割合のコミッションフィーを支払う旨の121FXシステムの新規利用者の紹介等の業務に関する業務委託契約を締結し、同社の下位代理店と

なった。(乙9, 17, 1審被告<sup>A</sup>本人11頁)

(エ) 1審被告<sup>A</sup>は、平成21年7月5日ころ、直接121INTに対し、送金先についての問い合わせをする電子メールを送信したが、返事はなく、同月8日ころ、スペース・ワンにその旨を伝えたところ、同社から121INTに問い合わせるので質問の内容を知らせてほしいとの連絡を受けた。(乙12, 18)

(オ) 1審被告<sup>A</sup>は、上記のとおり、スペース・ワンに対し資金の保全について問い合わせたり、121INTの被告<sup>A</sup>専用のユーザー管理画面で運用金額が増大している旨の表示を確認して運用益が月3%ないし5%になることを実感したり、スペース・ワンに対し電子メールで本件FX取引のロジックなど運用の詳細を照会したりしたが、スペース・ワンからは、資金は保全されること、運用の詳細は121INTが一切公表していないことが回答されたにとどまった。このように、1審被告<sup>A</sup>が資金の保全について調査したことは、スペース・ワンや121INTから発信される説明や画面表示を確認したにとどまるのであり、1審被告<sup>A</sup>は本件FX取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手したとはいえなかった。しかし、1審被告<sup>A</sup>は、1審被告<sup>A</sup>専用のユーザー管理画面で運用金額が増大している旨の表示を確認したことや、資金は保全される旨の説明を受けたことなどから、本件FX取引に関する出資を行っても元金が保全されるものと速断し、それ以上本件FX取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を収集するために、121INTの財務状況、取引の実態等について公的な資料を収集したり、信頼できる専門家の意見を徴したりせず、監督官庁や国民生活センター等に本件FX取引に関する出資の危険性について照会したりすることもしなかった。そして、1審被告<sup>A</sup>は、スペース・ワンから、総括代理店

になれば1審被告<sup>A</sup>の紹介による取引のコミッションフィーの割合が毎月1.5%に増える上、1審被告<sup>A</sup>が募集した新規販売員の紹介による投資額の1%の割合によるコミッションフィーも支払うと聞き、平成21年9月5日、スペース・ワンに総括代理店契約金54万円を支払い、改めて同社との間で上記のとおり<sup>A</sup>のコミッションフィーを支払うことを約した121FXシステムの新規利用者の紹介等の業務に関する業務委託契約を締結し、以後、第三者への勧誘を積極的に行うようになった。(乙6, 9, 1審被告<sup>A</sup>本人12頁)

(カ) 1審原告は、前提事実(5)ウのとおり、平成21年11月8日ころにmixiの掲示板を見て1審被告<sup>A</sup>に問い合わせをしてスペース・ワンに連絡するよう告げられたところ、同月15日ころ、1審被告<sup>A</sup>から、同1審被告がスペース・ワンから紹介料を得ており、1審原告<sup>A</sup>が取引を始める者を紹介すればその一部を同1審原告に支払う旨の連絡を受けた。また、1審被告<sup>A</sup>は、同月22日ころ、1審原告<sup>A</sup>にデイトレ勝率プログラムとほぼ同内容のマニュアルを送付し、スペース・ワンに取引口座開設の申込みをするよう促した。しかし、実際に1審原告<sup>A</sup>がスペース・ワンに口座開設代行料を支払って取引口座を開設したのは、同社の代表者の和田<sup>A</sup>に電話をして直接に説明を聞いた後の平成22年1月になってからであった。(乙11, 16)

(キ) 1審原告は、平成22年1月14日、121INT名義の口座に100万円を送金した。1審原告は、同月20日ころ、1審被告<sup>A</sup>から121ファンドの勧誘に用いるためにインターネット上に掲載する感想文の提供を依頼され、音声のみの場合は1万円、顔も写る場合は3万円の報酬を受ければこれに応じる旨を回答し、結局、音声のみの感想文を提供して、同年2月4日ころ、1審被告<sup>A</sup>からその報酬として1万円を受領した。1審原告は、同年3月12日、121INTか

ら25万円の配当金の支払を受けた。(甲Bホ1の1, 甲Bホ2, 乙13ないし15)

(ク) この間の平成22年1月か2月ごろ, 1審被告<sup>A</sup>が配当金の一部の出金を依頼したところ, 121INTからの送金が2ないし3週間遅れたことがあり, 同1審被告は121ファンドに若干の疑念を抱いたが, その段階では最終的に出金自体はできており, 1審被告<sup>A</sup>はその後もスペース・ワンとの業務委託契約を継続させ, 出金が不可能となった同年7月又は8月になるまで121ファンドに決定的な疑念を抱くことはなかった。なお, 1審被告<sup>A</sup>の勧誘によりスペース・ワンを通じて取引口座を開設して121INTに資金提供を行った者の総数は10名程度であり, 1審被告<sup>A</sup>が勧誘した者がさらに新規の顧客の勧誘に成功することはなかったが, 1審被告<sup>A</sup>はスペース・ワンから総額170万円程度のコミッションフィーを得ていた。(1審被告<sup>A</sup>本人6頁, 13頁)

イ 以上の認定事実によれば, 1審被告<sup>A</sup>は, 自らも121ファンドへの資金提供をし, 現実に本件FX取引により運用されて利益が得られたと認識しており, 1審原告<sup>A</sup>を勧誘した平成21年11月当時, 本件FX取引が虚偽であったとは認識していなかったが, 上記のとおり, スペース・ワンに対し本件FX取引のロジックなど運用の詳細を照会し, スペース・ワンから運用の詳細は121INTが一切公表していない旨回答されたにとどまったのに, 1審被告<sup>A</sup>専用のユーザー管理画面で運用金額が増大している旨の表示を確認したことや, 資金は保全される旨の説明を受けたことなどから, 本件FX取引に関する出資を行っても元金が保全されるものと速断してしまい, それ以上本件FX取引の安全性, 資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手していなかったものといわざるを得ない。しかし, 本件FX取引に関する出資を行い自動売買

システムで運用することにより運用益を得るといふ取引は長年の実績のあるものではなく、一般にはなじみのないものであり、運用の仕組みの詳細が明らかにされない以上、得体が知れないものであるといわざるを得ないところ、本件F X取引に関する出資を行えば自動売買システムで運用することにより運用益が継続的に月3%ないし5%になるということ自体、経済的合理性に反するものであり、本件F X取引に関する出資を行うことに大きな危険が伴うことを示す徴表となっているといふべきであつて、出資をすることに疑念を抱いてしかるべきであるのに、1審被告<sup>A</sup>が上記のとおりスペース・ワンや121INTからの説明や画面表示だけで上記のとおり速断し、本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手しないままスペース・ワンの下位代理店となつて第三者に本件F X取引に出資するよう勧誘を行ったことは、誤つた判断であつたといわざるを得ない。1審被告<sup>A</sup>は、自己責任の下に自ら危険な出資をするといふにとどまらず、スペース・ワンとの間で121FXシステムの新規利用者の紹介等の業務に関する業務委託契約を締結してスペース・ワンの下位代理店となり、反覆継続して仲立に関する行為を行うことを承諾して第三者に対して本件F X取引に関する出資を行うよう勧誘し、出資契約締結に向けて媒介行為を行つて当該第三者を大きな危険のある本件F X取引に巻き込もうとするのであるから、自分の財産の保全のために払うべき注意以上に慎重な注意を払つてしかるべきであり、当該第三者の利益保護のために必要な調査を行い、安全性を確認すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。1審被告<sup>A</sup>は、自己専用のユーザー管理画面で運用金額が増大している旨の表示を確認し、スペース・ワンから資金は保全される旨の説明を受けたが、これらを確認し、信じたという程度では、121INTが宣伝のために発信し、告知する情報を鵜呑みにしたというに等しく、本件F X取引の安全性や資金保全の確実

性に関する裏付けとなる合理的な根拠を確認したものと評価することはできない。その理由は、以下のとおりである。

1 審被告<sup>A</sup>が行った上記程度の確認とは、要するに、本件F X取引の安全性や資金保全の確実性について虚偽の説明を受け、これに沿った画面表示を見たなどの事情があったというにほかならないところ、翻って、1 審被告<sup>A</sup>が同様に本件F X取引が虚偽であることを知らずに自分を勧誘した者に対して損害賠償請求をする場面を想定すると、この場面においてであれば、上記程度の事情で本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する説明を信じたということは、過失相殺をする根拠となる1 審被告<sup>A</sup>の過失にあたりと判断すべきことは疑いがない。それなのに、同じ上記程度の事情でありながら、1 審被告<sup>A</sup>が第三者に対して本件F X取引に関する出資を行うよう勧誘して出資契約に巻き込もうとするにあたって、当該第三者の利益保護のために行うべき調査及び取引の安全性の確認に関する注意義務を果たしたかどうかを検討する場面では、上記程度の事情で本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する説明を信じたということをもって上記注意義務を果たしたと評価するのは、上記程度の事情であっても、自分は騙されたのだから、信ずるままこれを他人に受け売りして勧誘したことも仕方がなかったではないかという弁解を、過失を否定する根拠として是認することになるが、この場面では、上記の過失相殺の場面と比較し、第三者に対して本件F X取引に関する出資を行うよう勧誘して出資契約に巻き込もうとする積極的な行為を行う要素が加わりながら、なぜそのようにいえるのか、両場面における論理的な整合性を説明することは困難であり、実際上も両場面であまりに権衡を失し、相当とは到底言い難いからである。

そこで、1 審被告<sup>A</sup>が下位代理店となり、第三者に対して本件F X取引に関する出資を行うよう勧誘し、出資契約締結に向けて媒介行為を行う

A

に先立ち、1 審被告■が当該第三者の利益保護のために行うべきであった調査の内容及び方法を検討し、もって、上記の調査確認に関する注意義務の内容を検討することとするが、ここで問題となるのは、1 2 1 I N T が運営していると標榜して下位代理店を通じて出資を募っていた、本件 F X 取引に関する出資を行い自動売買システムで運用することにより運用益を得るという取引について、その安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠をどのようにして調査し、確認するかであり、上記取引が一般にはなじみがなく、運用の仕組みの詳細が明らかにされない以上、得体が知れないものであるといわざるを得ないものであることからすると、他の取引で、上記取引と共通点があり、あるいは類似しているものについて行われている法規制を参照することは、上記取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠をどのようにして調査し、確認するかを検討し、不法行為法上の注意義務の内容を検討する上で有益であると考えられる。ここで参考になると考えられるのは、金融商品等の取引や特定商取引に関する法規制である。金融商品取引法 1 7 1 条の 2 第 1 項は、無登録業者が未公開有価証券につき売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為を行った場合について、原則として対象契約を無効としつつ、当該無登録業者等が当該売付け等が顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときはこの限りでないと規定しており、特定商取引に関する法律 1 2 条の 2、2 1 条の 2、3 4 条の 2、3 6 条の 2、5 4 条の 2 は、主務大臣が所定の者に対し、所定の表示や相手方に告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる旨を規定している。金融商品取引法 1 7 1 条の 2 第 1 項は、投資者側が不法行為による損害賠償請求をするのに必要な過失を基礎付ける事実の立証責任を緩和することもその趣旨とするものと

解されるのであり、その他これらの取引等に関する法規制の根底にある法意は、当該取引の勧誘の相手方である顧客の利益を損なう危険がある取引については、当該取引の事業主体だけでなく、その媒介、勧誘等を行った者に対しても、当該取引の安全性にかかわる合理的な根拠を示す責任を負わせるにあるといえることができる。このような法意に鑑みると、大きな危険のある本件F X取引の出資契約締結に向けて勧誘する者は、不法行為による損害賠償責任を基礎付ける注意義務として、勧誘する相手方の利益保護のために、信義則上、本件F X取引の安全性や出資する資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を調査する注意義務を負うものと解するのが相当である。

したがって、1 審被告<sup>A</sup>は、信義則上、勧誘の相手方から求められたときに提供できるだけの本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手しておくべきであり、これを入手することができないのであればスペース・ワンの下位代理店となって第三者に対して本件F X取引に関する出資を行うよう勧誘することをしないように踏みとどまるべきであったというべきである。しかるに、1 審被告<sup>A</sup>は、本件F X取引に関する出資契約締結に向けて媒介行為を行うに先立ち、あらかじめ本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を収集するために、1 2 1 I N Tの財務状況、取引の実態等について公的な資料を収集したり、信頼できる専門家の意見を徴したりせず、監督官庁や国民生活センター等に本件F X取引に関する出資の危険性について照会したりすることもなく、本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を収集しないまま、本件F X取引に関する出資契約締結に向けて媒介行為を行ったのであるから、上記のとおり本件F X取引の安全性や資金保全の確実性に関する必要な調査確認をすべき信義則上の注意義務を果たさ

なかったというべきであって、1 審被告<sup>A</sup>は上記注意義務を果たさなかった過失があり、不法行為による損害賠償責任を免れないというべきである。

ウ これに対し、1 審被告<sup>A</sup>は、スペース・ワンに種々の間合わせを行うとともに自ら取引を行って運用実績を確認していたから調査は尽くしていたと主張するが、当該運用実績の表示自体が虚偽のものであったと考えられること、本件のスキームが一般にはなじみのない得体の知れないものであった上、運用益が継続的に月3%ないし5%になるということ自体も経済的合理性を欠くものであったこと等に照らして、1 審被告<sup>A</sup>が上記のような行動をしたからといって上述のような調査確認をすべき信義則上の調査義務（以下「調査確認義務」という。）を尽くしたといえないことは、前示のとおりであり、1 審被告<sup>A</sup>の主張は採用することができない。

#### (4) 小括

以上によれば、1 審原告が原審及び当審で主張するその余の過失について判断するまでもなく、1 審被告<sup>A</sup>は、1 審原告<sup>A</sup>に対する勧誘行為につき不法行為責任を免れない。

### 3 1 審原告<sup>B</sup>ほか2名に対する1 審被告<sup>B</sup>の不法行為責任について

#### (1) 勧誘行為

1 審被告<sup>B</sup>が1 審原告<sup>B</sup>ほか2名に対し、デイトレ勝率プログラムを販売することにより本件FX取引への出資の勧誘行為をしたと認められることは、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1の(5)ア（38頁3行目から25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決38頁6行目ないし7行目の「②デイトレ勝率プログラムには、」の次に「勝率10.0%、年利149%の実績を誇る百戦錬磨のプロトレーダーが、あなたの代わりにトレードし、あなたの口座残高を増殖させてくれ

る方法です。」という謳い文句が冒頭に記載され、本文中にも、「」を加える。

(2) 虚偽事実の告知の有無

1 審被告<sup>B</sup>の上記勧誘行為が客観的には虚偽の事実を告知したものであることは、1 審被告<sup>A</sup>につき原判決を引用して説示したところから明らかである。

(3) 故意又は過失の有無

1 審原告<sup>B</sup>らは、当審において、1 審被告<sup>B</sup>の勧誘行為は、1 審被告藤川らの本件FX取引への出資の勧誘に向けた共同行為の中で重要な役割を担っており、1 審被告<sup>A</sup>が不法行為責任を負う以上、同様の根拠で1 審被告<sup>B</sup>も不法行為責任を免れないとして、1 審被告<sup>A</sup>との共同不法行為責任を主張するので、検討する。

証拠（乙10、1 審被告<sup>A</sup>本人14頁、20、21頁、1 審被告<sup>B</sup>本人1頁、10頁、12頁）及び弁論の全趣旨によれば、デイトレ勝率プログラムを作成したのは1 審被告<sup>A</sup>であったが、1 審被告<sup>A</sup>は公務員であったことから副業禁止に抵触することを懸念して、平成22年4月初めころから妻である1 審被告<sup>B</sup>がこれを情報商材を扱うホームページに掲載して販売していたこと、1 審被告<sup>B</sup>自身がデイトレ勝率プログラムの販売等に関して顧客と電子メールその他によるやり取りをすることはなく、やり取りはすべて1 審被告<sup>A</sup>が行っていたこと、1 審被告<sup>B</sup>自身はスペース・ワンの下位代理店ではなかったが、1 審被告<sup>B</sup>が販売したデイトレ勝率プログラムを見てスペース・ワンに取引口座開設代行を依頼して取引を始めた者の出資金についても1 審被告<sup>A</sup>にコミッションフィーが支払われていたこと、以上の事実が認められる。これらの事実によれば、1 審被告<sup>B</sup>は、単に商品の梱包、発送等の事実行為を行ったというにとどまらず、自らの名において、情報商材を扱うホームページにデイトレ勝率プログラムを掲載して販売しており、このような積極的な行為を自ら行う以上、夫である1 審被告<sup>A</sup>

の話信じたというだけでは必要な調査を行ったということではできず、デイトレ勝率プログラムを販売する相手方から求められたときに提供できるだけの本件FX取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手するように1審被告<sup>A</sup>に求めるべきであり、これを入手することができないのであれば、自らの名において、情報商材を扱うホームページにデイトレ勝率プログラムを掲載して販売することをしないように踏みとどまるべきであったというべきである。しかるに、1審被告<sup>B</sup>は、1審被告<sup>A</sup>に上記のような本件FX取引の安全性や資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を入手するように求めることをしないまま、自らの名において、情報商材を扱うホームページにデイトレ勝率プログラムを掲載して販売し、もって、第三者に対して本件FX取引に関する出資を行うよう勧誘したものとわざるを得ない。1審被告<sup>B</sup>の上記勧誘行為は、1審被告<sup>A</sup>にコミッションフィーを得させる目的で、1審被告<sup>A</sup>と共同して行われていたものといえることができ、1審被告<sup>B</sup>についても、対価を得て第三者に対して本件FX取引に関する出資を行うよう勧誘し、当該第三者を大きな危険のある取引に巻き込もうとしていたことは、1審被告<sup>A</sup>と同様であるから、上記のとおり1審被告<sup>A</sup>に信義則上の調査確認義務を怠って結果的に虚偽事実を告知した点で過失が認められる以上、1審被告<sup>B</sup>にも同様に過失があって不法行為の成立が認められ、1審被告<sup>A</sup>との共同不法行為責任は免れないというべきである。

#### (4) 小括

そうすると、1審原告<sup>A</sup>らが原審及び当審で主張するその余の過失について判断するまでもなく、1審被告<sup>B</sup>は1審原告<sup>A</sup>ほか2名に対する勧誘行為につき不法行為責任を負う。

### 4 損害について

#### (1) 損害額

前提事実(5)ウ及び(6)によれば、1審原告<sup>■</sup>が、1審被告<sup>A</sup><sup>■</sup>の上記勧誘行為によって口座開設料又は出資金として合計253万4500円を送金し、配当金として25万円の送金を受けたが、228万4500円の返還を受けていないことが認められる。また、前提事実(5)イ及び(6)によれば、1審原告<sup>■</sup>ほか2名は、1審被告<sup>B</sup><sup>■</sup>の上記勧誘行為によって口座開設料又は出資金として1審原告<sup>■</sup>において251万2500円、1審原告<sup>■</sup>において601万円、1審原告<sup>■</sup>において501万4500円をそれぞれ送金したが、いずれも全額返還を受けていないことが認められる。

したがって、各1審原告には、それぞれ上記の金額の損害が生じたということが出来る。

## (2) 過失相殺

### ア 1審原告<sup>■</sup>について

1審原告<sup>■</sup>は、mixiの投資関係の掲示板に掲載された1審被告<sup>A</sup><sup>■</sup>のメッセージを見て自ら1審被告<sup>A</sup><sup>■</sup>に連絡を取ったが(甲Bホ2)、本件のスキームが一般にはなじみのない得体の知れないもので、運用益が継続的に月3%ないし5%になるということ自体も経済的合理性を欠くことは既に説示したとおりであり、この点はFX取引の経験の有無にかかわらず、ある程度は容易に推測することが可能であったということができ、1審原告<sup>■</sup>にも、本件FX取引による資金の運用の実態があると信じたことについて一定の落ち度があるということが出来る。その一方で、1審被告<sup>A</sup><sup>■</sup>は、その上位代理店であるスペース・ワンに折にふれて本件FX取引の運用の詳細や資金の保全について問合わせをしており、不十分であったとはいえ、本件FX取引の安全性や資金の保全についても関心を寄せていたことが認められ、もとより1審被告<sup>A</sup><sup>■</sup>が顧客の提供した資金が実際にはFX取引に運用されていないことを知らなかったことにつき、過失相殺を許さない程度までに重大な過失があったということとはできない。も

つとも、1審被告<sup>A</sup>は、mixiの掲示板を見て問い合わせをした1審原告<sup>A</sup>に対して前記のとおり働きかけをしており、より積極的な勧誘を行ったものと評価されてもやむを得ない面がある。

上記のような1審原告<sup>A</sup>の本件FX取引が実在すると信じたことについての落ち度、1審被告<sup>A</sup>の過失の内容、程度や勧誘行為の内容に照らすと、損害の公平な分担の見地から、1審原告<sup>A</sup>について生じた損害の3割につき過失相殺を行うのが相当である。

イ 1審原告<sup>A</sup>ほか2名について

証拠（甲Bロ2，甲Bハ2，甲Bニ2）及び弁論の全趣旨によれば、1審原告<sup>A</sup>ほか2名は、いずれも様々な投資に関する情報商材等をダウンロード販売するインフォカートのホームページに登録しており、そこでデイトレ勝率プログラムを見つけたことから自らこれを購入して、本件FX取引への出資を開始したものであって、上記出資の開始に当たって他に1審被告藤川らから何らかの直接的な働き掛けがあったとは認められない。そして、本件のスキームが一般にはなじみのない得体の知れないものであり、デイトレ勝率プログラムの掲げる年利149%（1月当たり約12.4%）といった運用益が得られるということ自体も経済的合理性に欠けるものであって、1審原告<sup>A</sup>ほか2名についても、本件FX取引による運用が実在すると信じたことにつき落ち度があるということが出来る。他方、1審被告<sup>B</sup>についても本件FX取引が実在しないことにつき過失があったにとどまり、その内容、程度はもとより過失相殺を許さない程度まで重大なものであったとはいえない。

上記のような1審原告<sup>B</sup>ほか2名の本件FX取引が実在すると信じたことについての落ち度、1審被告<sup>B</sup>の過失の内容、程度や勧誘行為の内容に照らすと、損害の公平な分担の見地から、1審原告<sup>B</sup>ほか2名については、それぞれに生じた損害の5割につき過失相殺を行うのが相当であ

る。

ウ 以上に対し、1審原告■■■らは、1審被告藤川らには故意又はこれに準じる重過失が認められるなどとして、1審原告■■■らの損害につき過失相殺をすべきではないと主張するが、前示のとおり、1審被告藤川らに本件FX取引が虚偽のものであったことにつき故意は認められず、その過失の程度が過失相殺を許さない程度までに重大なものであったとも認められないから、1審原告■■■らの主張は採用することができない。

また、1審被告<sup>A</sup>■■■は、1審原告■■■が感想文を提供して1万円の報酬を得ていることから、勧誘に積極的に関与したとして、1審被告<sup>A</sup>■■■と同様の立場にあり、1審被告<sup>A</sup>■■■に損害賠償請求をすることはできないと主張する。その主張の趣旨は必ずしも判然としないが、これが権利濫用を主張する趣旨であったとしても、1審原告■■■は、1審被告<sup>A</sup>■■■の感想文提供の勧誘に応じて単発的に報酬を得たにすぎず、スペース・ワンと業務委託契約を締結し、反復継続して勧誘行為を行い、その報酬として継続的にコミッションフィーを得ていた1審被告<sup>A</sup>■■■とは全く立場が異なるから、1審原告■■■の1審被告<sup>A</sup>■■■に対する損害賠償請求が権利の濫用に当たる余地はなく、1審被告<sup>A</sup>■■■の上記主張も理由がない。

#### エ 小括

以上によれば、過失相殺後の損害額は、1審原告■■■につき125万6250円、1審原告■■■につき300万5000円、1審原告■■■につき250万7250円、1審原告■■■につき159万9150円となる。

#### (3) 弁護士費用

本件の事案の内容や訴訟追行の困難性等に照らすと、1審被告<sup>B</sup>■■■の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、1審原告■■■につき12万5625円、1審原告■■■につき30万0500円、1審原告■■■につき25万0725円と認めるのが相当であり、1審被告<sup>A</sup>■■■の不法行為と相

当因果関係のある1審原告■の弁護士費用相当の損害は、15万9915円と認めるのが相当である。

(4) 小括

上記(2)エと(3)を合計すると、1審被告<sup>B</sup>■の不法行為による1審原告■  
■ほか2名の損害額は1審原告■につき138万1875円、1審原告■  
■につき330万5500円、1審原告■につき275万7975円とな  
り、1審被告<sup>A</sup>■の不法行為による1審原告■の損害額は175万906  
5円となる。

- 5 以上によれば、1審原告■ほか2名の1審被告<sup>B</sup>■に対する請求は、1審  
原告■につき138万1875円、1審原告■につき330万5500円、  
1審原告■につき275万7975円及びこれらに対する不法行為後の日  
である平成23年7月27日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による  
遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。また、1  
審原告■の1審被告<sup>A</sup>■に対する請求は、175万9065円及びこれに対  
する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の  
支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

第4 結論

よって、原判決中、1審原告■ほか2名の1審被告<sup>B</sup>■に対する請求に係  
る部分については上記に符合するよう変更することとし、1審原告■の1審  
被告<sup>A</sup>■に対する請求に係る部分は相当であって、1審被告<sup>A</sup>■及び1審原告  
■の控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文の  
とおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 高 世 三 郎

裁判官 瀬戸口 壯夫

裁判官 廣田 泰士

これは正本である。

平成26年7月11日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 坂本雅文

